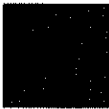


電気通信事業法施行規則等の一部改正について(「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備)

(諮問第3108号)

<目 次>

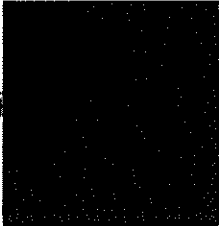
1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	新旧対照表	19



諮問第3108号
平成30年10月26日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真敏



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第36条第1項及び第2項の規定による第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について （「網機能提供計画」制度の見直し及び 第一種指定電気通信設備等の接続機能の 休廃止に伴う周知制度の整備）

**平成30年(2018年)10月26日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課**

「網機能提供計画」制度の見直しについて

<改正省令案>

- (1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正のうち第24条から第24条の5に関する部分 **諮問事項**
- (2) 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の一部改正 **諮問対象外**

<改正告示案>

- (3) 平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件。本資料において「情報開示告示」という。)の一部改正 **諮問対象外**

- 接続を前提としないネットワーク構築や接続事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられることから、電気通信事業法では、次を内容とする「網機能提供計画」制度を規定。(平成9年(1997年)の接続ルール制度化[※]で導入)
 - 第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、同設備の機能の変更又は追加の計画を総務大臣に届出。
 - 同事業者は、届け出た計画を公表。
 - 総務大臣は、円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届け出られた計画の変更を勧告することができる。
- IP網を構成するルータやSIPサーバ等の設備(ルータ等)については、本制度の対象から除外されてきた。これらルータ等の機能を導入する際の情報は、代わりに「情報開示告示」による開示の義務付け対象としているが、本制度にある意見受付の手続きが情報開示告示では求められず、また情報開示が工事開始後になる場合があるなど、規制内容に差異がある。

対象範囲・手続ルールを
総務省令に委任

※電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)。平成9年11月17日施行

見直しの主な趣旨

- 現実には、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合があり、また今後は、固定電話網のIP網への移行に向けて、ルータ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定される。接続約款が定まってから他の事業者においてその対応作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でないと考えられる。
- そのため、ルータ等を本制度の対象に追加するとともに、併せて、約20年前に制定された本制度の手続ルールについて合理化等を図る必要がある。

対象範囲

電話網、専用線等の機能



電話網、専用線等の機能
(追加)IP網の機能

注)これらの機能であっても一部対象にならない場合がある

手続ルール

届出期限
(届出から工事開始
までの最短日数(原則))

200日

90日

公表方法
(届け出た計画の
公表の方法(原則))

官報で
概要を掲載

インターネット
で計画を公表

意見受付後の
結果報告

義務なし

義務付け

4

ルータ等が対象から除外されている理由

過去の情報通信審議会答申において、次のとおり考え方が示されている。

○「IT時代の接続ルールの在り方について」第2次答申(平成13年(2001年)7月19日)

「装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともない」

○「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年(2008年)3月27日)

「ルータ等(SIPサーバを含む)は接続を前提として開発されたものが殆どであることから、現時点では、網機能提供計画の対象とすることまでは必要ない」

現状

○ 現実には、ルータ等により構成されるNGN(IP網)において、

- ・ 直接接続することができる事業者がごく少数に限定される
(IPoE方式。当初3者、現在は16者が技術的上限とされる)
- ・ 機能の追加に当たり情報開示に課題があったこと等により協議が長期化したと接続事業者から指摘(優先パケット関係機能)

という状況であり、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合がみられる。

○ また、情報通信審議会では、次の考え方が示されている。

『『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～』(平成29年(2017年)3月28日)：

「IP-IP接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIPサーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」

見直しの検討の経緯

○ 本年4月から「接続料の算定に関する研究会」において、見直し案の叩き台を総務省から示すとともに、構成員及び関係事業者・団体の意見の聴取を実施。

○ 意見聴取の結果は、同研究会第二次報告書に収録され本年10月2日に公表：

「具体的な対象範囲や運用方法については、事務局から叩き台の提案があり、それについてオブザーバーである事業者からの意見を得て議論を行ったところ、今後、総務省において、その内容を十分参考にしつつ、具体的な省令等の立案作業を進めることが適当」

※ なお、同報告書案に対する意見募集の結果において、固定電話網のIP網への移行に関して、次のとおり、考え方が示されている。

「事前に事業者間で合意が達成されており合理的にみて届出不要であるものは対象外とすることも可能との(接続事業者等のご意見については、円滑な接続に支障が生じないのであれば採用できるのではないか」

届出期限

- 工事開始の「200日前」という現行届出期限については、「網機能の詳細仕様等がある程度固まる時期及び網機能提供計画の公表を受けて関係者が検討に要する期間を考慮すると、(略)網改造着手の遅くとも半年前までに、当該詳細な情報を網機能提供計画に記載する必要がある。」(電気通信審議会「接続の基本的ルールの在り方について」答申(平成8年12月19日))との公表時期に係る考え方に基づいて定められたもの。
- 一方で、情報開示告示では、ルータ等の網機能についてその提供開始の90日前までに開示すべき旨が規定されているところであり、これは「接続事業者の接続申込みから接続開始までに要する期間を踏まえた合理的なもの」として定められた。
- これらを踏まえ、届出期限については、原則を「90日前」(変更届出は原則40日前)とすることが適当。ただし、柔軟性確保のため、併せて次の各措置を講ずることが適当。
 - ・ 他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて届出事業者に通知した場合は、届出日から「200日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならない。
 - ・ 意見の提出がなく、その他支障を生ずるおそれがないものとして承認を得た場合は、工事開始日の前倒しを可能とする。

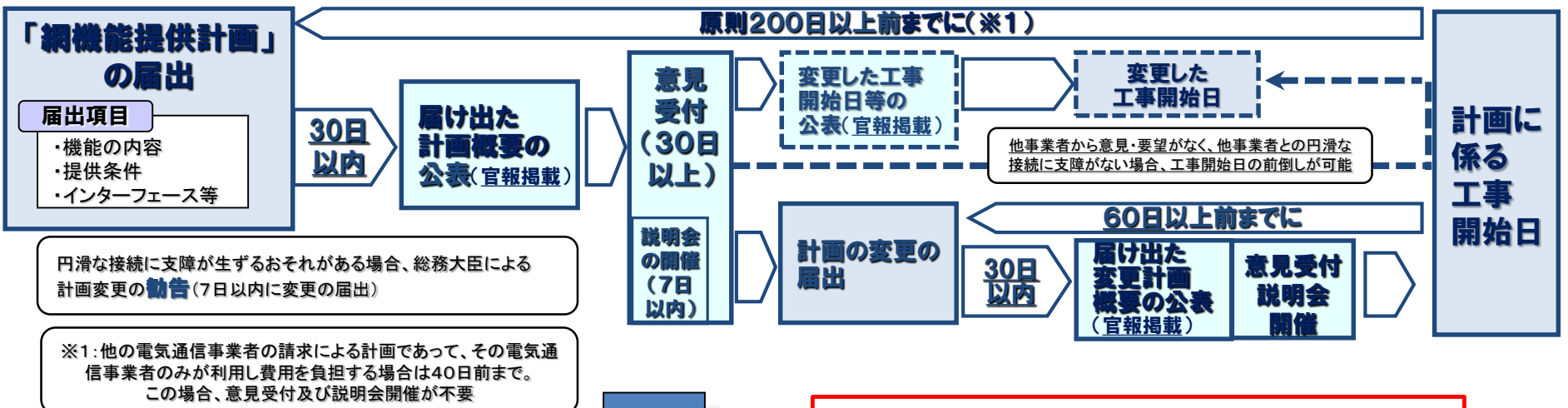
公表方法

- 制度創設当時と異なり、現在は法定の公表であってもインターネットの利用により行われることが一般的となり特段の問題も顕在化していない(※)ことから、官報掲載等ではなく、インターネットの利用により即時に行うとするルールに変更する。(ただし、公表が着実に行われたことを確認できるようにするため、総務省への届出事項に公表URL等を追加することとする。)
- ※例: 認可接続約款等の公表(電気通信事業法施行規則第23条の8)

意見受付方法

- 本制度では、総務大臣は、円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは届け出られた計画の変更を勧告することができるが、総務省においては勧告の要否の検討に当たって他事業者(届出をした事業者以外の事業者)の意見を勘案する必要がある。(200日の範囲内での後ろ倒し要否の判断に当たっても同様)
- これについて、円滑な接続の確保に向けて制度運用の一層の改善を図るため、届出をした事業者は、意見の受付状況(意見が提出された場合はその内容及びそれに対する同事業者の考え方等)を総務省に報告すべき規定を設けることが必要である。
- その際、総務省は、報告内容を十分考慮するとともに、他事業者から直接意見の提出があった場合には、それも十分考慮することとする。

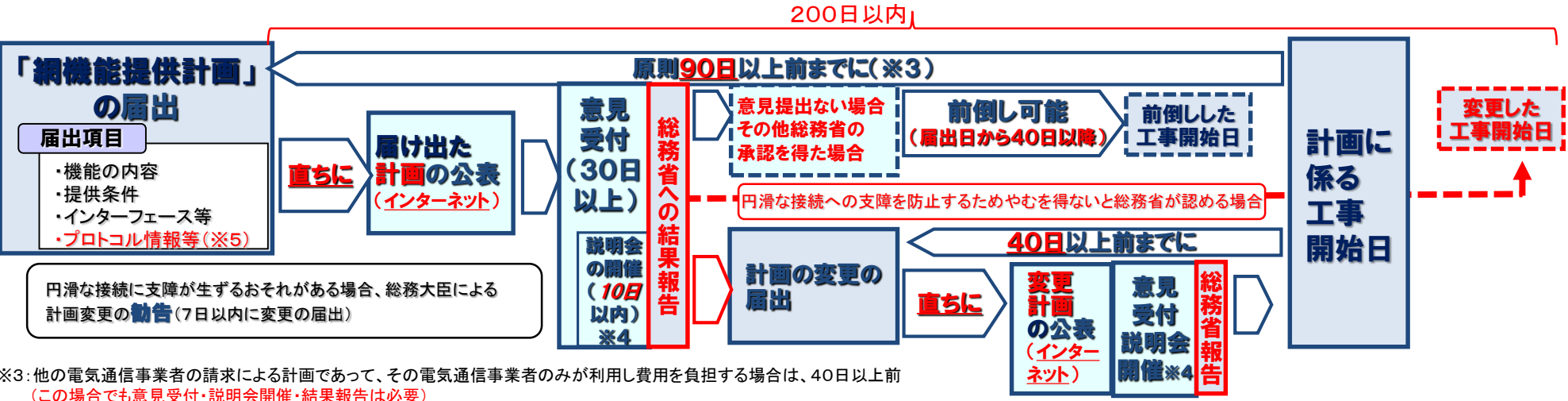
現行



対象をルータ、SIPサーバ等の機能※2にも拡大

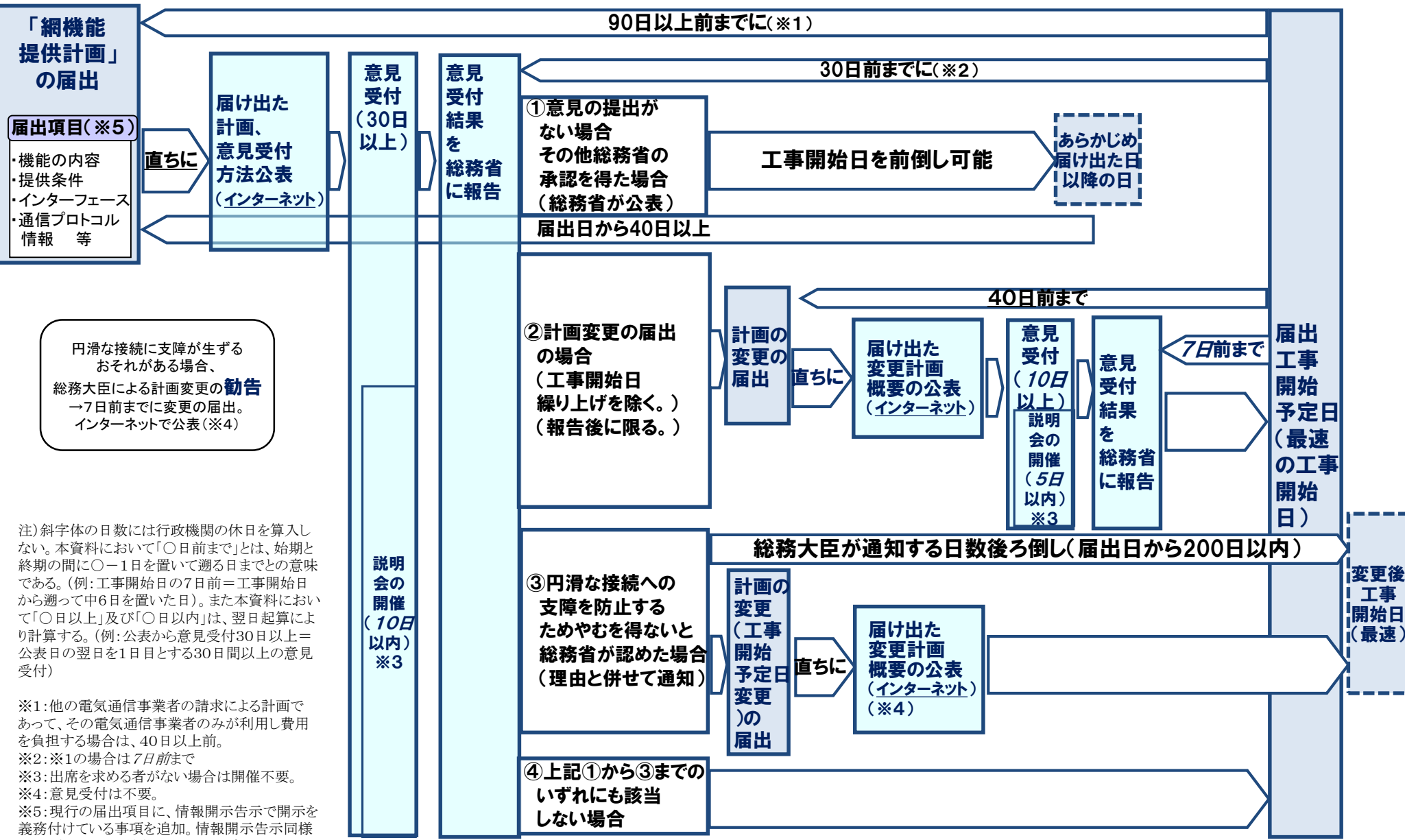
※2: ルータにより符号を交換する機能、光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能、イーサネットスイッチによりイーサネットフレームを交換する機能及びSIPサーバによりセッション制御を行う機能。なお、単に機器の性能が向上するのみの場合は、一般的には、本制度の届出・公表等を要さない。

改正案



注) ルータ、SIPサーバ等を本制度の対象に追加することに伴い、情報開示告示の一部改正(諮問対象外)を行い、これらに係る情報開示規定を削除。また、総務省への結果報告は、電気通信事業報告規則の一部改正(諮問対象外)により措置。

(参考)改正案に定める計画公表・意見受付等の流れの詳細



円滑な接続に支障が生ずるおそれがある場合、総務大臣による計画変更の**勧告** →7日前までに変更の届出。インターネットで公表(※4)

注)斜字体の日数には行政機関の休日を算入しない。本資料において「○日前まで」とは、始期と終期の間に○-1日を置いて遡る日までとの意味である。(例:工事開始日の7日前=工事開始日から遡って中6日を置いた日)。また本資料において「○日以上」及び「○日以内」は、翌日計算により計算する。(例:公表から意見受付30日以上=公表日の翌日を1日目とする30日間以上の意見受付)

※1:他の電気通信事業者の請求による計画であって、その電気通信事業者のみが利用し費用を負担する場合は、40日以上前。
 ※2:※1の場合は7日前まで
 ※3:出席を求める者がいない場合は開催不要。
 ※4:意見受付は不要。
 ※5:現行の届出項目に、情報開示告示で開示を義務付けている事項を追加。情報開示告示同様に、一部はルータ機能設備にのみ適用。また、一部は開示方法等を示した上で後日の開示で可。

改正案に定める主な経過措置**(1) 固定電話網のIP網への移行に関する検討・協議の状況を踏まえた経過措置** (改正省令案附則第2条第1項)

改正省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者による協議の場(※)における協議の結果に基づき、IP網移行に関する情報通信審議会の答申(平成29年3月28日又は9月27日)の趣旨にのっとりその変更又は追加がされる対象網機能で、協議の状況や情報提供方法を勘案し第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けたものは、本制度の対象外とする。 ※「事業者間意識合わせの場」を想定

(2) 新たに対象になる機能について施行直後に工事開始を予定している場合を主に想定した経過措置 (改正省令案附則第2条第2項)

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が改正省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であって改正後の省令の規定による措置に相当する措置が講じられるものとして総務大臣の承認を受けたものは、本制度の対象外とする。

(3) 適用関係に関する経過措置 (改正省令案附則第3条)

改正後の省令の規定は、改正省令の施行後に行われる届出(計画又は計画変更の届出)から適用し、施行前に行われた届出については、従前の規定がなお効力を有することとする。

想定スケジュール

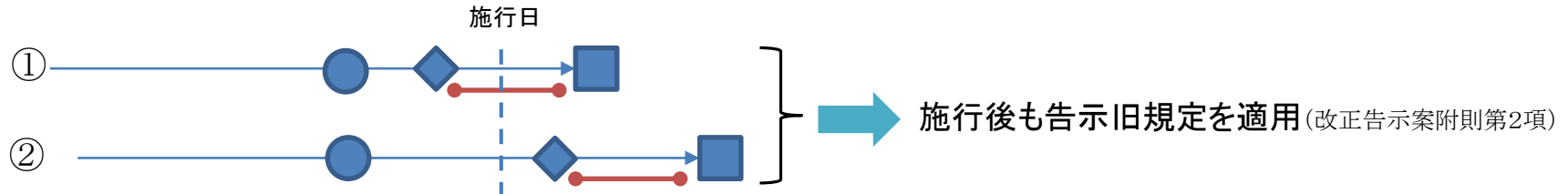
- 第一次意見募集:10月27日～11月26日 (1ヶ月間)
- 第二次意見募集:約2週間
- 答申:上記意見募集の後、接続委員会での審議を経て、平成31年1月25日の電気通信事業部会でご審議
- 施行日:公布の日から起算して20日を経過した日(平成31年3月頃を想定)

(参考) 施行時期前後における新旧規定等の適用関係

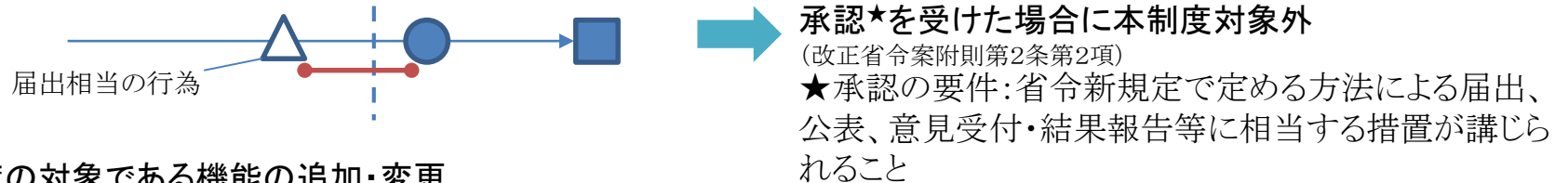
- ▲: 本制度による届出の日 ◆: 情報開示告示(告示)による主な情報開示の開始日
 ●: 工事開始日 ■: 機能の提供開始日 ●—●: :90日以上の期間(原則) ◆—◆: :200日以上の期間(原則)

1. 本改正で新たに本制度の対象となる機能の追加・変更

(1) 工事開始日が施行前の場合・・・本制度は適用されず、引き続き告示の旧規定による情報開示の対象(法第36条第1項等)

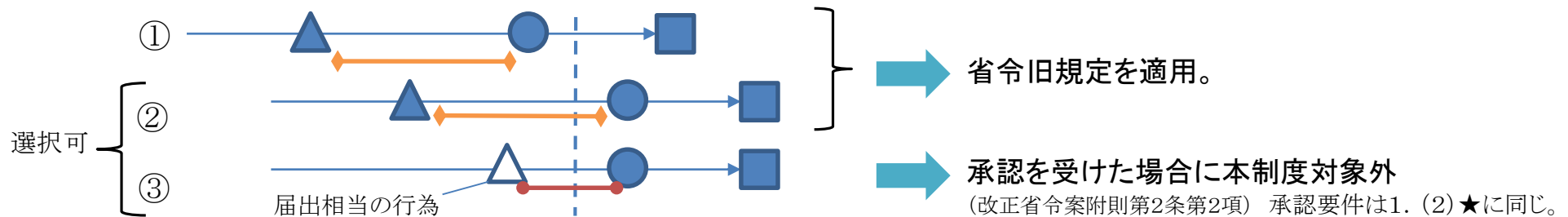


(2) 工事開始日が施行後の場合・・・本制度が適用され施行後の届出等が必要(法第36条第1項)
ただし、次の場合については例外を設ける。



2. 従来から本制度の対象である機能の追加・変更

(1) 施行前に届出をした場合・・・省令の旧規定を適用(改正省令案附則第3条) ただし、下記③の場合については例外を設ける。



(2) 施行後に届出をした場合・・・省令の新規定を適用(改正省令案附則第3条)



○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画）

第三十六条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く。）の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た計画を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出）

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書（変更の届出の場合は、同項の計画（次条及び第二十四条の四において「計画」という。）の新旧対照を記載した書類を添えたもの）を提出しなければならない。

（届出の期限）

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

- 一 国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した技術的条件であつて総務大臣が別に告示する接続に関する技術的条件に専ら準拠した機能の変更又は追加が行われる場合にあつては、百四十日
 - 二 他の特定の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画の届出の場合であつて当該他の特定の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更等に要する費用を負担することを予定している場合にあつては、四十日
 - 三 法第三十六条第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日
- 2 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該規定による日数前までに届け出ることができないことについて正当な理由があり、かつ、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数前までに計画を届け出ることを要しない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表）

第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとともに、当該計画を七日以内に営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。この場合において、当該公表をしようとする者は、当該計画を官報に掲載する前に、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、当該計画の官報の掲載の日から七営業日以内に当該計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の場合は、法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに官報に掲載するとともに、当該計画を当該計画に係る機能の提供の開始の日の三十日前までに営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（続き）

（工事の開始の日の変更）

第二十四条の四 法第三十六条第一項の規定による届出（同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合を除く。次項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項の規定により計画の概要が官報に掲載された日から他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日以上の間を設けなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、前項の規定による意見受付期間経過後、他の電気通信事業者からの当該計画に対する要望又は意見がなく、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合は、当該計画の工事の開始の日を変更することができる。なお、その場合には、変更後の当該計画の概要を官報に掲載し、公表しなければならない。

（届出を要しない機能）

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するために、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能
- 二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当該料金を計算する機能（他の電気通信事業者と電気通信役務に関する料金を精算する機能を除く。）
- 四 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能（他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能を除く。）
- 五 公衆電話機により提供される電気通信役務に関する料金を即時に収納するための機能（第一種指定加入者交換機と公衆電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。）
- 六 交換設備及び伝送路設備により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定の業務の部門のみに接続する機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 七 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いずに可能となるもの
- 八 番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 九 ルータにより符号を交換する機能
- 十 デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能
- 十一 デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能
- 十二 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
- 十三 イーサネットスイッチによりイーサネットのフレームを交換するための機能
- 十四 S I Pサーバ（アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。）によりセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行うための機能

○平成9年郵政省告示第589号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第25号）第二十四条の二第一項第一号の規定に基づき、接続に関する技術的条件を次のように定める。

国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠して社団法人電信電話技術委員会において作成された接続に関する技術的条件

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条（略）

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3（略）

4 総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5～18（略）

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四（略）

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。）が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異経路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2)・(3)（略）

ロ・ハ（略）

一の二～十二（略）

3 前項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

○情報開示告示（平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件））

第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 施行規則第二十四条の五第九号から第十四号までに規定する電気通信設備により新たな網機能を導入する場合における次の情報（ロ、ハ及びニについては同条第九号に規定する機能の提供のために用いる設備に限る。）

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと他の電気通信事業者のネットワークとの間のインタフェース及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと利用者側の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様（選択することができる項目がある場合にはその内容を含む。）

ロ 端末の認証等に関する方式及び情報（選択することができる項目がある場合にはその内容を含む。）

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークから他の電気通信事業者のネットワークへ転送されるデータの実効速度に関する情報

ニ 通信プロトコルに関する情報（当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができる項目がある場合にはその内容をそれぞれ含む。）

ホ 当該新たな網機能の提供予定時期

へ 当該新たな網機能を導入する目的（想定される利用用途を含む。）

ト 当該新たな網機能の導入により役務を提供するカバーエリア

チ 他の電気通信事業者が当該新たな網機能を用いて接続を可能とする通信用建物名及び住所

リ 当該新たな網機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担の有無及びその概算（費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法の案及び負担の額の概算を含む。）

第一条の二・第二条 （略）

第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一～四 （略）

五 第一条第七号（ハ及びリを除く。）に規定する情報の開示は、同号ホに規定する当該新たな網機能の提供予定時期の九十日前までに行うものとする。ただし、当該日数前までに情報を開示することができないことについて正当な理由があると認められる場合であって、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数を短縮することができる。

諮問対象外

接続機能の休廃止の周知方法を定める 規定の整備について

<改正省令案>

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正のうち第23条の9及び第23条の9の7に関する部分

本改正案の主な内容

○「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」(平成30年法律第24号)の中で、**第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備のアンバンドル機能(※)**を休廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その機能の利用事業者にあらかじめ周知しなければならない旨を規定。本改正案は、この省令委任事項である周知方法を定めるもの。

※総務省令(接続料規則)に定められ、その単位での接続料の設定が義務付けられている機能。基本的な接続機能とも呼称。

○ 接続料の算定に関する研究会第二次報告書では、周知について、「①**休廃止される機能を利用している接続事業者が代替策への移行等の必要な対応を円滑に行えることを確保**するという観点、及び②周知状況や接続事業者の対応状況を確認できる仕組みとするという観点

① 周知の時期

・休廃止する日の**3年前まで** (過去の接続機能廃止の事例に鑑み設定)

② 周知の手段

・休廃止しようとする旨(休廃止機能等)を記載した「**書面の交付**」又は「**これに代わる電磁的記録を提供**」の上、「**対面**」又は「**電話**」若しくは「**これに類する双方向の通信を用いて説明する方法**」(※)により説明

(※)「これに類する双方向の通信を用いて説明する方法」とは、休廃止について説明する側と説明される側が双方向に意見交換を行うことを可能とするような通信手段(例:テレビ会議)による説明方法を指す。

③ 周知の時期を過ぎた利用希望への対応

・①の周知の時期(休廃止する日の3年前)を過ぎて休廃止する機能の利用を希望する接続事業者に対して、②の周知の手段により事前に説明をした場合は、同事業者に対する利用開始後の周知は適宜の方法で可。

ただし

休廃止の円滑な実施(接続に係る機能を利用する事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含め)が確保される周知方法の定めが接続約款にある場合、その方法により周知が可能。

(注)「周知方法」には、周知の時期(3年前等)も含まれる。また、周知状況や接続事業者の対応状況を確認するため方策及び周知の留意事項については、別途の文書等により対応することを想定。

想定スケジュール

○ 意見募集:「網機能提供計画」制度の省令改正案と同様に2回実施

○ 施行日:改正法該当部分の施行の日(改正法公布日(平成30年(2018年)5月23日)から起算して1年以内の政令で定める日)

(第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知)

第三十三条の二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る前条第四項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

(第二種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知)

第三十四条の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第二種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

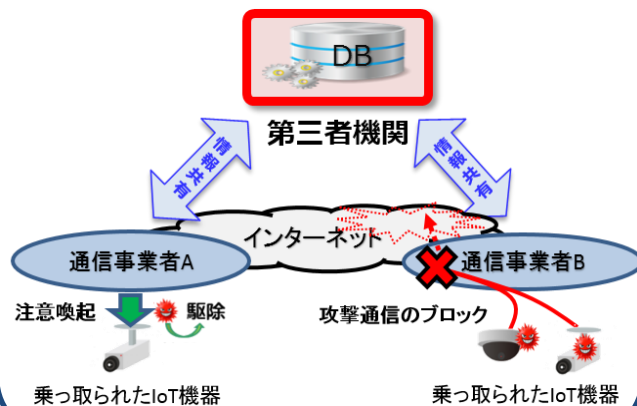
(参考)改正法の全体像

- IoT化に伴うサイバー攻撃の深刻化やネットワークのIP網への移行に対応するため、電気通信事業法の改正を行うもの。

①深刻化するサイバー攻撃への通信事業者の対処の促進

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害の深刻化
- サイバー攻撃の送信元となるマルウェア感染機器などの情報を共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進

第三者機関を通じた情報共有による対処



②電気通信番号に関する制度整備

- モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による番号の逼迫やIP網移行に対応した全ての事業者による番号管理の必要性
- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備

番号の逼迫状況や効率的な使用

■ 番号の逼迫状況

番号	用途	指定率 (指定数/全番号)	使用率 (使用数/指定数)
070/080/090	携帯電話・PHS	90.4%	70.3%
0120	着信課金	99.2%	55.3%

※ その他、固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、全国(582地域)のうち138地域で指定率が80%以上(平均使用率が18.6%)

■ 番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び)

固定電話は現在、NTT東西から他事業者への片方向のみ。今後、携帯電話と同様、双方向番号ポータビリティを実現

③電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護

- IP網移行や通信設備の更改等を背景として利用者への影響が大きい業務等の終了が予定
- 事業者が業務の休廃止に伴い行う利用者周知について、行政が予め確認するための制度を整備

例：廃止予定のINSサービスの用途

コンビニのPOS カード決済端末



銀行取引(EB) 企業間取引(EDI)



※ その他、情報通信研究機構(NICT)の業務に、パスワード設定に不備のあるIoT機器の調査等を追加するため、情報通信研究機構法の一部改正を行う。
 ※ また、接続事業者及びその利用者の利益を確保するため、第一種又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者が、これら設備のアンバンドル機能を休廃止しようとする場合には、あらかじめ、当該機能を利用する接続事業者に対して、その旨を周知しなければならないこととする制度を整備。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案

新旧対照表

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は諮問対象外の事項）

改正案

現行

（第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法）

第二十三条の九 法第三十三条の二の規定による周知は、同条に規定する機能（以下本条において「対象機能」という。）を休止し、又は廃止する日（次項において「休業止日」という。）の三年前

第二十三条の九 削除

の日までに、対面等説明（対象機能を休止し、又は廃止しようとする旨を記載した書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供し、及びその内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方向の通信を用いて説明することという。次項において同じ。）により行わなければならない。

2| 休業止日の三年前の日の翌日から当該休業止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ、当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十三条の二の規定による周知は、前項の規定にかかわらず、適宜の方法により行うことができる。

3| 前二項の規定にかかわらず、対象機能の休止又は廃止の円滑な実施（法第三十三条の二に規定する他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される周知の方法に関する定めが法第三十三条第二項の規定に基づき認可を受け又は同条第七項の規定に基づき届け出た接続約款にある場合には、当該接続約款を定めた電気通信事業者は、当該方法により法第三十三条の二の規定による周知を行うことができる。

（第二種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法）

（新設）

第二十三条の九の七 法第三十四条の二の規定による周知は、同条に規定する機能（以下本条において「対象機能」という。）を休止し、又は廃止する日（次項において「休業止日」という。）の三年前の日までに、対面等説明（対象機能を休止し、又は廃止しようとする旨を記載した書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供し、及びその内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方向の通信を用いて説明することという。次項において同じ。）により行わなければならない。

2| 休業止日の三年前の日の翌日から当該休業止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ、当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十四条の二の規定による周知は、前項の規定にかかわらず、適宜の方法により行うことができる。

3| 前二項の規定にかかわらず、対象機能の休止又は廃止の円滑な実施（法第三十四条の二に規定する他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される周知の

方法に関する定めが、法第三十四条第二項の規定に基づき届け出た接続約款にある場合には、当該接続約款を定めた電気通信事業者は、当該方法により法第三十四条の二の規定による周知を行うことができる。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(同項の規定により届け出た計画(以下この条から第二十四条の四までにおいて「届出計画」という。))の変更(次条から第二十四条の四までにおいて「計画変更」という。))を内容とする届出の場合、届出計画の新旧対照を記載した書類を添えたものを提出しなければならない。

(届出の期限)

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を同条第一項後段の規定により届け出する場合 七日

二 他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずることを防止するためやむを得ないと総務大臣が認める場合(前号に掲げる場合を除く。) 総務大臣が別に定める二百日以内の日数

三 次に掲げる場合(前二号に掲げる場合を除く。) 四十日

イ 法第三十六条第一項後段の規定により計画変更(同項に規定する工事の開始の日(以下この号において「工事開始日」という。))を繰り上げることと内容とするものを除き、電気通信事業報告規則第三条の二の規定による報告をした届出計画の変更と内容とするものに限り、)を届け出るとき

ロ 他の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画を法第三十六条第一項の規定により届け出する場合であつて当該他の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更又は追加に要する費用を負担しているとき

ハ 第二十四条の四第二項の規定による意見受付期間において他の電気通信事業者から意見の提出がなく、工事開始日を様式第十八の「16 工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日」の欄に記載した日(以下この号において「短縮予定日」という。))以後の日に変更するときは

ニ 工事開始日を短縮予定日に変更したとしても他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合において工事開始日を短縮予定日以後の日に変更するとき(ハに掲げるときを除く。)

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(変更の届出の場合、同項の計画(次条及び第二十四条の四において「計画」という。))の新旧対照を記載した書類を添えたものを提出しなければならない。

(届出の期限)

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

一 国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した技術的条件であつて総務大臣が別に告示する接続に関する技術的条件に専ら準拠した機能の変更又は追加が行われる場合にあつては、百四十日

二 他の特定の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画の届出の場合であつて当該他の特定の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更等に要する費用を負担している場合にあつては、四十日

三 法第三十六条第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日

四 前各号に掲げる場合以外の場合 九十日

2 総務大臣は、前項第二号の規定により日数を定めたときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨及びその理由を通知するものとする。

3 総務大臣は、届出計画が第一項第三号ハ又はニに掲げる場合に該当するに至つたときは、その旨を公表するものとする。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表)

第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、届出計画を当該届出の後直ちにインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、その一部を公表しないことができる。

第二十四条の四 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、前条に規定する方法により届出計画を公表した日(次項において「一般公表日」という。)から十日以内(既に電気通信事業報告規則第三条の二による報告をした届出計画の変更を内容とする届出計画(次項において「既報告変更」という。))にあつては、五日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数)(次項において「休日数」という。))は、算入しない。に、当該届出計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、出席を求める者がいない場合並びに当該届出計画が法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を内容とする場合及び第二十四条の二第二項の規定による通知を受けて行う計画変更を内容とする場合は、開催を要しない。

2 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、意見受付期間(届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日(既報告変更につい

(新設)

2 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該規定による日数前までに届け出ることができないことについて正当な理由があり、かつ、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数前までに計画を届け出ることがを要しない。

(新設)

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表)

第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとともに、当該計画を七日以内に営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。この場合において、当該公表をしようとする者は、当該計画を官報に掲載する前に、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、当該計画の官報の掲載の日から七営業日以内に当該計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の場合は、法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに官報に掲載するとともに、当該計画を当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。(工事の開始の日の変更)

第二十四条の四 法第三十六条第一項の規定による届出(同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合を除く。次項において同じ。)をしようとする者は、前条第一項の規定により計画の概要が官報に掲載された日から他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日以上を期間を設けなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、前項の規定による意見受付期間経過後、他の電気通信事業者からの当該計画に対する要望又は意見がなく、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合は、当該計画

て意見を受け付ける場合にあつては、十日（休日数は算入しない。）以上の期間であつて、一般公表日の翌日から起算するものをいう。）を設けなければならない。

（届出を要しない機能）

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一～八 （略）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所

（ふりがな）

氏名

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先

（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第36条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に

の工事の開始の日を変更することができる。なお、その場合には、変更後の当該計画の概要を官報に掲載し、公表しなければならない。

（届出を要しない機能）

第二十四条の五（同上）

一～八（同上）

九 ルータにより符号を交換する機能

十 デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能

十一 デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能

十二 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能

十三 イーサネットスイッチによりイーサネットのフレームを交換するための機能

十四 SIPサーバ（アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。）によりセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行うための機能

様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所

（ふりがな）

氏名

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先

（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第36条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に

設定
変更
を届け出
ます。

設定
変更
を届け出
ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1	機能の内容	
2	提供条件 (1) 提供交換等設備等の機種 (2) 提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域 (3) 提供回線種別 (4) カバーエリア (5) 接続箇所 (6) その他の提供条件	
3	使用する番号	
4	課金	
5	インターネット (1) ユーザ・網インターネット (2) 網間インターネット (3) 保守運用インターネット	
6	端末の認証等に関する方式及び情報	
7	第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報	
8	通信プロトコルに関する情報	
9	利用条件の設定	
10	機能の変更又は追加の別	
11	関連する機能及び設備並びに計画との関係	
12	自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	
13	費用の負担の有無及びその概算	
14	13の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	
15	工事開始予定年月日	
16	工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日	
17	提供予定時期	
18	工事開始前期間を短縮する場合の提	

1	機能の内容	
2	提供条件 (1) 提供交換機等の機種 (2) 提供交換機等の設置地域又は設置予定地域 (3) 提供回線種別 (新規) (4) 接続箇所 (5) その他の提供条件	
3	使用する番号	
4	課金	
5	インターネット (1) ユーザ・網インターネット (2) 網間インターネット (3) 保守運用インターネット (新規)	
6	(新規)	
7	(新規)	
8	(新規)	
9	(新規)	
10	概算費用額	
11	10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	
12	工事開始予定年月日 (新規)	
13	提供予定時期 (新規)	

	供予定時期	
19	計画の設定又は変更年月日	
20	計画の設定又は変更理由	
21	電気通信事業法施行規則第24条の3の規定による公表を行うウェブサイト（これに類するものを含む。）のアドレス	
22	電気通信事業法施行規則第24条の4第1項の規定による意見の受付を行う方法	
23	電気通信事業法施行規則第24条の3ただし書の規定により1から20までの事項の一部を公表しない場合にあつては、その旨及びその理由	

	14 計画の設定又は変更年月日	
	15 計画の設定又は変更理由 (新規)	
	(新規)	
	(新規)	
	(新規)	

注1 「機能の内容」については、その想定される利用用途も含めて記載すること。

2 「提供交換等設備等の機種」については、機能を提供する交換等設備等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種の全てについて記載すること。

3 「提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。

4 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その機種の全てについて記載すること。

5 「カバリエリア」については、機能の導入により役務を提供するカバリエリアについて記載すること。なお、法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できない場合には、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等（開示される情報を閲覧するために必要な情報並びに開示に当たつての条件がある場合にはその内容及び開示の予定時期（当該時期が当該機能の提供予定時期の90日前の日以後である場合にはその正当な理由を含む。）をいう。以下同じ。）を記載すること。

6 「接続箇所」については、機能を用い接続を可能とする通信用建物名及び住所を含めて記載すること。法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該内容の記載に代えて、その開示予定方法を記載すること。

7 「使用する番号」については、機能を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。

8 「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。（削除）

9 「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の

注1 (同左)

2 「提供交換機等の機種」については、機能を提供する交換機等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種のすべてについて記載すること。

3 「提供交換機等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。

4 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その機種のすべてについて記載すること。
(新規)

(新規)

5 (同左)

6 (同左)

7 「インタフェース」については、社団法人情報通信技術委員会（昭和60年10月25日に社団法人電信電話技術委員会という名称で設立され、平成14年6月11日に社団法人情報通信技術委員会という名称に変更された法人をいう。）において作成された接続に関する技術的条件と同一の部分については記載を要しない。

8 「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の

追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

10 「網間インタフェース」については、電気通信事業法施行規則第23条の4第1項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

11 「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

12 「端末の認証等に関する方式及び情報」、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報」及び「通信プロトコルに関する情報」については、ルータにより符号を交換する機能の提供のため用いる設備に係るものを記載すること。なお、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの实効速度に関する情報」については、当該情報に代えて、その開示予定方法を記載することができる。

13 「端末の認証等に関する方式及び情報」については、選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

14 「通信プロトコルに関する情報」については、当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

15 「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。

16 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（電気通信事業法施行規則第24条の5で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。

17 「費用の負担の有無及びその概算」については、機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担の有無及びその概算（費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法の案及び負担の額の概算を含む。）を記載すること。法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法を記載すること。

18 「13の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第4項第2号の総務省令で定める方法に準じて記載すること。法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法を記載すること。

19 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日（最も早く工事を開始する場合の予定日であつて、電気通信事業法施行規則第24条の2第1項第3号ハ及びニの規定（以下「期間短縮規定」という。）を適用しない場合のもの）を記載すること。

追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。

9 「網間インタフェース」については、第23条の4第1項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。

10 「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(同左)

(同左)

12 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（第24条の5で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。

13 「概算費用額」については、届出人が変更又は追加に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる第一種指定電気通信設備の工事の費用の概算額を記載すること。

14 「10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第4項第2号の総務省令で定める方法に準じて記載することとし、創設費や事業者按分方法案も併せて記載すること。

15 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日を記載すること。

<p>20 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）（最も早く提供を開始する場合の予定時期であつて、期間短縮規定を適用しない場合のもの）を記載すること。</p> <p>21 「工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日」及び「工事開始前期間を短縮する場合における変更後の内容として予定するもの（最も早く工事を開始し、又は提供を開始する場合のもの）を記載すること。なお、「工事開始前期間」とは、法第36条第1項の届出の日から工事開始日までの期間をいう。</p> <p>22 「計画の設定又は変更理由」については、計画の設定又は変更が自らの事情によるものか、他の電気通信事業者の要望によるものかのほか、その背景事情及び関連日程も含め、具体的に記載すること。</p> <p>23 一般社団法人情報通信技術委員会（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15号に規定する法人番号が3010405009483である法人をいう。）その他の団体により作成された技術的条件であつてインターネットの利用その他の適切な方法により公表されているものと同一の内容を記載すべき場合は、当該内容の記載に代えて、当該技術的条件を閲覧するために必要な事項を記載することができる。</p> <p>24 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>16 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）を記載すること。</p> <p>(新規)</p> <p>17 (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>18 (同左)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十三条の九及び第二十三条の九の七の規定は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びその他の関係する電気通信事業者をいう。）による協議の場における協議の結果に基づき、平成二十九年三月二十八日又は同年九月二十七日に行われた情報通信審議会の答申の趣旨にのっとりその変更又は追加がされる対象網機能（新施行規則第二十四条の五に掲げるもの以外の第一種指定電気通信設備の機能をいう。次項において同じ。）であつて、当該協議の状況、当該変更又は追加に関連する情報の提供の方法その他の事情を勘案し第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた機能は、当分の間、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の総務省令で定めるものとみなす。

2 前項に規定するもののほか、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がこの省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であつて新施行規則第二十四条から第二十四条の四までの規定及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第 号）による改正後の電気通信事業報告規則第三条の二の規定による措置に相当する措置が講じられるものとして総務大臣の承認を受けた機能は、法第三十六条第一項の総務省令で定めるものとみなす。

第三条 新施行規則第二十四条の二から第二十四条の四までの規定は、この省令の施行後に法第三十六条第一項の規定により行われる届出について適用し、この省令の施行前に同項の規定による届出については、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十四条の二から第二十四条の四までの規定は、なお効力を有する。

第四条 改正法による改正後の電気通信事業法（以下「新事業法」という。）第三十三条の二に規定する機能の休止又は廃止であつて新施行規則第二十三条の九の規定に適合する方法によりこの省令の施行前に周知が行われたものについては、同条の規定にかかわらず、新事業法第三十三条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

2 新事業法第三十四条の二に規定する機能の休止又は廃止であつて新施行規則第二十三条の九の七の規定に適合する方法によりこの省令の施行前に周知が行われたものについては、同条の規定にかかわらず、新事業法第三十四条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>（伝送路設備設置状況報告等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の意見受付に関する報告）</p> <p>第三条の二 施行規則第二十四条の四第二項の規定により意見受付期間（同項に規定する意見受付期間をいう。以下この条において同じ。）を設けた電気通信事業者は、当該意見受付期間の経過後同令様式第十八の「15 工事開始予定年月日」の欄に記載された日の三十日（同項括弧書の場合及び同令第二十四条の二第二項第三号ロの規定が適用された届出計画について意見受付期間を設けた場合にあつては、七日（同令第二十四条の四第一項に規定する休日数は算入しない。））前までに、様式第二十二の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>（伝送路設備設置状況報告等）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>（新設）</p>												
<p>様式第22の2（第3条の2関係）</p> <p>第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画に係る意見提出状況に関する報告</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>事業者名 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 電話番号 電子メールアドレス</p>	<p>（新設）</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 91 582 604">1 意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項</td> <td data-bbox="518 604 582 1120"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 91 518 604">2 既報告変更についての意見受付又は既報告変更以外についての意見受付の別</td> <td data-bbox="454 604 518 1120"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 91 454 604">3 意見受付期間（意見受付開始日及び意見受付終了日を含む。）</td> <td data-bbox="391 604 454 1120"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 91 391 604">4 意見受付期間内に提出された意見の数</td> <td data-bbox="327 604 391 1120"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="135 91 327 604">5 意見受付期間内に意見提出がなかつた場合であつて、工事開始日を電気通信事業法施行規則様式第18の「工事開始予定年月日」の欄に記載された日より前の日（短縮予定日以降の日に限る。）に繰り上げるときは、その繰上げ後の工事開始日又はその見込み日</td> <td data-bbox="135 604 327 1120"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 91 135 604">6 意見受付期間内に提出された意見及び</td> <td data-bbox="103 604 135 1120"></td> </tr> </table>	1 意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項		2 既報告変更についての意見受付又は既報告変更以外についての意見受付の別		3 意見受付期間（意見受付開始日及び意見受付終了日を含む。）		4 意見受付期間内に提出された意見の数		5 意見受付期間内に意見提出がなかつた場合であつて、工事開始日を電気通信事業法施行規則様式第18の「工事開始予定年月日」の欄に記載された日より前の日（短縮予定日以降の日に限る。）に繰り上げるときは、その繰上げ後の工事開始日又はその見込み日		6 意見受付期間内に提出された意見及び		
1 意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項													
2 既報告変更についての意見受付又は既報告変更以外についての意見受付の別													
3 意見受付期間（意見受付開始日及び意見受付終了日を含む。）													
4 意見受付期間内に提出された意見の数													
5 意見受付期間内に意見提出がなかつた場合であつて、工事開始日を電気通信事業法施行規則様式第18の「工事開始予定年月日」の欄に記載された日より前の日（短縮予定日以降の日に限る。）に繰り上げるときは、その繰上げ後の工事開始日又はその見込み日													
6 意見受付期間内に提出された意見及び													

それに対する考え方	
<p>注1 「意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項」については、意見を受け付けた届出計画に係る電気通信事業法施行規則様式18の届出書に記載した届出年月日その他当該届出計画を特定するに足りる事項を記載すること。</p>	
<p>2 「意見受付開始日」は意見受付期間の起算日、「意見受付終了日」は意見受付期間の満了日をいう。</p>	
<p>3 「意見受付期間内に提出された意見の数」については、意見受付期間内に意見を提出した者の数を記載すること。</p>	
<p>4 「意見受付期間内に提出された意見及びそれに対する考え方」については、この様式への記載に代えて、記載すべき内容を添付することができる。また、意見受付期間内に提出された意見とその意見に対する考え方及び意見受付期間内に提出された意見とその意見を提出した者の対応関係が分かるように記載すること。なお、記載内容の中に非公開を希望する情報が含まれる場合はその旨及びその理由を記載すること。</p>	
<p>5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

○平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正後

改正前

（傍線部分は改正部分）

第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一～六 （略）

（削除）

第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一～六 （同上）

七 施行規則第二十四条の五第九号から第十四号までに規定する電気通信設備により新たな網機能を導入する場合における次の情報（ロ、ハ及びニについては同条第九号に規定する機能の提供のために用いる設備に限る。）

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと他の電気通信事業者のネットワークとの間のインタフェース及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークと利用者側の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様（選択することができる項目がある場合にはその内容を含む。）

ロ 端末の認証等に関する方式及び情報（選択することができる項目がある場合にはその内容を含む。）

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のネットワークから他の電気通信事業者のネットワークへ転送されるデータの実効速度に関する情報

ニ 通信プロトコルに関する情報（当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができる項目がある場合にはその内容をそれぞれ含む。）

ホ 当該新たな網機能の提供予定時期

ヘ 当該新たな網機能を導入する目的（想定される利用用途を含む。）

ト 当該新たな網機能の導入により役務を提供するカバーエリア

チ 他の電気通信事業者が当該新たな網機能を用いて接続を可能とする通信建物名及び住所

リ 当該新たな網機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担の有無及びその概算（費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法的案及び負担の額の概算を含む。）

第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一 第一条第一号及び第二号（ハ及びニを除く。）並びに第一条の二並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。

第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一 第一条第一号、第二号（ハ及びニを除く。）及び第七号（ハ、チ及びリを除く。）、第一条の二並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。

二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は当該情報をまとめた一の集合物（電磁的記録を含む。）の提供により行うものとする。

三 情報の更新周期は極力短期間とし、第一号に規定する情報の更新に際しては更新情報を明示するものとする。

三の二・四 (略)

(削除)

二 (同上)

三 (同上)

三の二・四 (同上)

五 第一条第七号（ハ及びビを除く。）に規定する情報の開示は、同号ホに規定する当該新たな網機能の提供予定時期の九十日前までに行うものとする。ただし、当該日数前までに情報を開示することができないことについて正当な理由があると認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数を短縮することができる。

附 則

1 この告示は、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第 号。以下「改正省令」という。）の施行の日から施行する。

2 改正省令による改正前の電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十四条の五第九号から第十四号までに規定する第一種指定電気通信設備により導入される新たな網機能であつて、この告示の施行前にその工事が開始され、この告示の施行後にその提供が開始されるものについては、この告示による改正前の平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）第一条第七号並びに第三条第一号から第三号まで及び第五号の規定は、なお効力を有する。